

緊急事態宣言に伴う教育関係の対応

県立学校における学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する

〔学校における対応〕

① 感染予防の更なる徹底

- 健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保温、マスクの着用
- 授業等における合唱・調理実習等の中止
- オンライン学習の活用
- 食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを付けてから）

## 緊急事態宣言に伴う教育関係の対応

### ② 登下校時の3密の回避

- 電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、原則として、始業時刻の繰り下げや短縮授業等の実施

### ③ 部活動の中止

- 部活動を原則中止

### ④ 修学旅行等学校行事

- 修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止または延期を含め実施の可否を判断

## 緊急事態宣言に伴う教育関係の対応

### 〔家庭における対応〕

#### ⑤ 家庭へのお願い

- 規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保温、マスクの着用
- 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
- 生徒のみの会食等の自粛

※①④⑤については、市町村立小・中学校等における対応を市町村教育委員会に要請